

農業遺産オフィシャルサポーター制度実施規約

令和7年4月30日

(趣旨)

第1条 農林水産省では、独自性のある伝統的な農林水産業が営まれる世界農業遺産及び日本農業遺産に認定された地域（認定されているエリア若しくは認定地域を構成する自治体、地域協議会等を指す。以下「農業遺産地域」という。）における農業遺産の保全・継承や、農業遺産を活用した地域活性化を推進しています。農業遺産地域を将来にわたって保全・継承していくためには、地域住民だけでなく、民間企業など、地域内外の多様な主体との協働によって農業遺産としての価値を守っていくことが重要です。

そのため、国民の皆様に農業遺産に対するより一層の御理解と御協力をいただくことを目的として、企業、団体等の多様な関係者（以下「企業等」という。）とともに幅広く農業遺産を周知するとともに、農業遺産地域の保全、継承、振興に資する取組を促進するため、農業遺産オフィシャルサポーター（以下「サポーター」という。）への登録制度を創設します。併せて、サポーター活動に関心を持つ企業等を広く募り、企業等と農業遺産地域の双方向での情報交換を促進するため、サポーターバンクの枠組みを設けます。本規約は、サポーター制度を実施するに当たり必要な事項を定めるものとします。

(実施内容)

第2条 サポーターは、次のいずれかの取組を通じて農業遺産に関する周知活動等を継続的に実施するものとします。ただし、農林水産省または農業遺産地域からの補助、委託等を受けて取組を実施する場合は、その取組に加え、各号のいずれかについて自主的な取組を併せて実施することとします。

- (1) 企業等の Web ページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- (2) 農業遺産に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
- (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- (4) 農業遺産地域が実施する保全活動への参加、協賛等
- (5) 農業遺産に係る教育活動、体験活動等の機会の提供
- (6) 農業遺産に係る地域資源を活用した商品の開発・販売（原則として、農業遺産地域と一体となってPRを行うもの）
- (7) その他、農業遺産地域の振興に資すると農林水産省が認める取組

2 第1条の趣旨に賛同し、前項の活動に取り組む意向がある企業等と農業遺産地域の双方向での情報交換を促進する場として、サポーターバンクの枠組みを設けます。

(登録対象者)

第3条 サポーター及びサポーターバンクの登録対象者は、次のいずれにも該当する法人、任意団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規定等の定めがあること。）とします。

- (1) 政治団体又は宗教団体でないこと。

- (2) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 法令や公序良俗に反する行為をしていないこと。

(事務局の設置)

第4条 農業遺産オフィシャルサポーター制度に関する事務局は、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課に設置します。

(サポーターバンクへの登録申請)

第5条 サポーターバンクは、第1条の趣旨に賛同し、第2条の活動に取り組む意向がある企業等と農業遺産地域との双方向での情報交換を行うための枠組みであり、別記様式1に必要事項を記入し、事務局へ登録申請をすることで参画できます。なお、様式は、nogyoisanteam■maff.go.jp（※■を@に置き換えてください。以下同様。）宛てメールにて提出します。

- 2 既に第2条各号のいずれかの活動を実施している企業等については、前項の登録申請を省略し、第7条のサポーターへの申請を行うことができます。その場合、サポーターに申請した時点で自動的にサポーターバンクにも登録されることとします。

(サポーターバンクへの登録)

第6条 事務局は、前条による申請があった場合において、その申請企業等をサポーターバンクに登録します（以下、登録された企業等を「サポーターバンク企業等」という。）。

- 2 事務局は、サポーターバンク企業等の情報を農業遺産地域に提供するとともに、農業遺産地域の活動情報等を適宜サポーターバンク企業等に定期的に提供します。なお、サポーターバンク企業等の情報について、ホームページ等での公表は行いません。
- 3 サポーターバンク企業等は、活動の対象とする農業遺産地域の同意を得たうえで、第1条の趣旨に沿った第2条各号に定める活動を実施することにより、サポーターの申請が可能になります。

(サポーターの申請)

第7条 第1条の趣旨に賛同し、第2条の活動を実施している企業等は、別記様式2—1に必要事項を記入し、企業等の概要（設立年月日、資本金、定款、事業所の名称、従業員数、主要製品（又はサービス）名、事業規模等）を示す資料、及び活動の対象とする農業遺産地域の意見書（別記様式2—2）を添付の上、事務局へサポーターの申請をすることとします。なお、様式は、nogyoisanteam■maff.go.jp 宛てメールにて提出します。

- 2 ただし、第2条第1～3号及び第7号に該当する活動であって、かつ特定の農業遺産地域を対象とした活動ではないと判断される場合には、農業遺産地域の意見書は求めなくてもよいこ

ととします。

(サポーターの登録)

第8条 事務局は、前条による申請があった場合において、別記様式2に記載された取組が、第1条に定める趣旨に沿っていると認められるときは、その申請企業等をサポーターとして登録し、登録証を発行します。

2 第7条第2項に該当する場合において、事務局がサポーターへの認定を判断するにあたり、必要に応じて農業遺産地域に確認することとします。

3 サポーターは、事務局による登録証の発行をもってサポーターとしての効力を発揮することとします。

4 サポーターは、サポーターの登録を、第1条の趣旨に沿った第2条各号に定める活動にのみ利用し、他の目的や活動に利用することはできません。サポーターは、第2条各号に定める活動に当たり、サポーターとして登録されていることを表示することができます。

5 事務局は、サポーターとなった企業等の名称、ロゴマーク及び取組内容を、農林水産省のWebページや公式SNS等により公表します。

6 サポーターは、登録情報に変更が生じた場合、速やかに変更内容を事務局に報告するものとします。

(ロゴマーク等の使用)

第9条 事務局は、サポーターが無償で使用できる「農業遺産オフィシャルサポーター」のロゴマーク等の作成を予定しています。ロゴマークの使用に当たっては、使用規約を作成予定ですので、当該規約に従ってください。

2 サポーターは、各農業遺産地域が策定する地域独自のロゴマークや認証制度等について積極的な活用を図ることとします。

(取組実績の報告等)

第10条 サポーターは、その取組実績について、事務局からの要請に応じて年に1回程度、別記様式3により事務局へ報告することとします。なお、様式は、nogyoisanteam■maff.go.jp宛てメールにて提出します。

2 前項に基づき報告された内容は、農林水産省のWebページや公式SNS等により公表します。

(是正の要求)

第11条 事務局は、サポーター及びサポーターバンク企業等又はその関係者が、次のいずれかに該当すると認める場合、当該企業等に対し是正を求めることがあります。

- (1) 本規約に違反している、またはその疑いがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしている、又はその疑いがある場合
- (3) その他、本制度の趣旨に反する等是正の必要があると判断される場合

(登録の取消し等)

第 12 条 事務局は、サポーター及びサポーターバンク企業等が本規約その他法令や公序良俗に反する又は反するおそれがある行為（以下「違反行為」という。）を行った場合、及び第 11 条に定める是正を求めたにも関わらず十分な改善が図られなかった場合には、何らの通知・催告を要することなく、次の措置の全部又は一部を直ちに講じることができるものとします。

- (1) 警告
- (2) サポーター及びサポーターバンクの登録の取消し
- (3) 企業等名及び違反行為内容の公表

2 事務局は、第 10 条第 1 項に基づく報告について、サポーターが他律的要因以外の事由により取組実績を報告できなかった場合、又は報告した内容の取組実績が確認できなかった場合や虚偽の内容が含まれる場合は、サポーターの登録を取り消すことができます。

3 事務局は、農業遺産地域からの要請があった場合、事実関係を確認した上で、サポーターの登録を取り消すことができます。ただし、サポーター及び該当する農業遺産地域は、予め当事者間で誠意をもって話し合うものとします。

(登録の抹消)

第 13 条 サポーター及びサポーターバンクへの登録の抹消を希望する企業等は、別記様式 4「登録抹消届出書」を事務局に提出することにより、登録が抹消されます。

(免責事項)

第 14 条 事務局は、サポーター及びサポーターバンク企業等の活動に起因又は関連して当該企業等又は第三者に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとします。

2 農林水産省は、第 11 条及び第 12 条によりサポーター及びサポーターバンク企業等に発生した損害について何ら責を負わないものとします。

3 サポーターの登録は、事務局がサポーターの製品の品質又はサービスの内容を保証するものではありません。

(個人情報の取扱)

第 15 条 事務局が入手したサポーター及びサポーターバンク企業等の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づき適切に管理します。

(規約の改正等)

第 16 条 本規約は、事務局により必要に応じて改正される場合があります。その場合は、改正後にサポーター及びサポーターバンク企業等に通知します。

2 本規約の改正によりサポーター及びサポーターバンク企業等に不利益が生じた場合も、事務局はその責任を負うものではありません。

(担当) 農業遺産オフィシャルサポーター事務局

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-3502-8111 E-mail : nogyoisanteam@maff.go.jp